

静岡県週休2日推進工事（建築工事）質疑応答集【受注者向け】

交通基盤部建設経済局技術調査課

【実施要領第3条関係】

Q3-1 「週休2日」の休日は「土日」「祝日」に限定されるのか

A 休日は土日、祝日に限定されません。

ただし、公共建築工事標準仕様書で行政機関の休日に施工しないことを原則としているため、設計図書で特に指定する場合等を除き、この原則を踏まえた工程計画が必要です。

※行政機関の休日：土日祝日及び12月29日から翌年1月3日まで

Q3-2 対象期間から除かれる「準備期間」「後片付け期間」とは

A 準備期間：契約工期の初日（着手）から現場に継続的に常駐を始める前までの期間であり、現場事務所の設置や現場代理人による現地測量等の期間を含みます。

後片付け期間：工事の完成に当たり、建築物等の内外又は当該工事に関する部分の後片付け及び清掃を行う期間であり、足場、現場事務所等の仮設物を撤去する期間や自主検査・官庁検査（建築、消防等）は含みません。なお、これに該当する期間が1日に満たない場合は、後片付け期間の設定は不要です。

Q3-3 対象期間に含まない「年末年始休暇」「夏季休暇」等の考え方は

A 年末年始休暇：実施要領では時期を限定していませんが、行政機関の休日として12月29日から1月3日が定められていますので、この6日間を基本としてください。なお、個別の要因を踏まえて時期の調整や日数の短縮をしても構いません。

夏季休暇：実施要領では時期を限定していませんので、社会通念上「夏季」と考えられる時期に、3日以内の期間で適宜設定してください。

工場製作のみを実施している期間

：工事で使用する資材を受注者が製造者等・商社等に注文し、その資材の完成・納品を待つために現場施工を一定期間停止する場合に設定してください。

受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間

：以下のような例が該当します。後から確認できるよう実施工程表等にその旨を記録することが必要です。

<例>

- ・施設運営上の都合等により急きょ施設管理者から要望を受け、監督員の了承のうえ計画を変更して休日作業を実施した期間。
- ・自然災害への突発的な対応や、予測困難な気象警報発令に伴う事前措置のため、休日作業を実施した期間。
- ・設計図書で明示していない施工条件に係る特別な状況への対応（地下埋設物・埋設配管のとりこわし、地盤改良、土壌汚染処理、アスベスト含有材処理 等）に要した期間。

Q3-4 その建設現場以外（受注者の社屋等）で勤務した場合の扱いは

A 他の場所での勤務に関わらず、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態で

あれば現場閉所（現場休息）日として扱います。「現場閉所（現場休息）」は当該建設現場のみを対象としています

Q3-5 作業予定日に天候不良等で現場閉所し、休日に作業をした場合は

A 天候不良等で現場閉所（現場休息）（当日作業開始前に判断した場合を含む。）し、土日祝日に振り替えて作業した場合は、現場閉所（現場休息）した日は現場閉所（現場休息）率算定上の現場閉所日数に含みます。（休日作業届等の手続きは受発注者間で事前に実施してください。）

天候不良等には降雨、降雪だけでなく、猛暑による作業不能日も含みます。

また、月単位の週休2日において、月末に天候不良による予定外の現場閉所が発生し、翌月に振り替え作業をした場合は、翌月は計画通りに休日が確保できたとして、判断してください。なお、振替作業日は1週間以内を目安としますが、これが難しい場合は受発注者協議により設定してください。

Q3-6 「分離発注工事」として扱うのはどのような場合か

A 同一の建築物に係る建築、電気設備、機械設備等を分離発注する場合等を想定しています。なお、施工時期・期間が大幅に異なる場合は「分離発注工事」には該当しません。

同一敷地内で複数の工区に分割して発注する工事がある場合は、仮設等で相互調整が必要ですが、全体の工程計画は独立したものとなるため、必ずしも「分離発注工事」とする必要はありません。

Q3-7 「分離発注工事」の場合、対象期間、取組レベルの扱いは

A 対象期間開始日は、工事毎に判断します。工事毎に契約日や準備期間が異なると考えられるためです。

対象期間最終日は原則すべての分離発注工事で同日とします（契約の完成期日が工種ごとに異なる場合を除く）。

受注者希望型の場合に設定する取組レベルは、工事毎に受発注者の協議により決定してください。

Q3-8 複数の工事を1つの工事としている場合の現場閉所の判断は

A 並行して稼働している工事現場のすべてが現場閉所している場合を「現場閉所」とします。

対象期間はいずれかの現場が稼働している期間（準備期間や後片付け期間等でない場合）としてください。

現場閉所日の考え方

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	現場閉所日数
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
A工事	準備期間			現場閉所	現場閉所						現場閉所	現場閉所					現場閉所	現場閉所				現場閉所			現場閉所	現場閉所							現場閉所	現場閉所	後片付け期間	11
B工事	準備期間		現場閉所	現場閉所							現場閉所	現場閉所					現場閉所	現場閉所				現場閉所					現場閉所						現場閉所	現場閉所	後片付け期間	11
現場閉所日の判断	対象期間外			現場閉所日	現場閉所日						現場閉所日	現場閉所日					現場閉所日	現場閉所日				現場閉所日					現場閉所日						現場閉所日	現場閉所日	対象期間外	10
	← 対象期間(33日) →																																			

Q3-9 月単位の週休2日において、当月の対象期間に平日しかない場合は 公開対象

A 月単位の週休2日が確保されたと判断します。当該月の対象期間における土曜日、日曜日の合計

日数が0となるためです。

なお、通期の週休2日は対象期間全体で判断するため、本取扱いは適用できません。

【実施要領第4条関係】

Q4 月単位の週休2日でも、通期の週休2日の達成状況の確認は必要か

A 月単位の週休2日は通期の週休2日を必須としているため、必要です。

【実施要領第5条関係】

Q5 変更により労務費補正を行う場合、請負比率を乗じるか

A 労務費補正の変更による請負代金の変更は、当初請負比率を乗じます。

【実施要領第6条関係】

Q6-1 工事契約後の、具体的な協議方法は

A 契約後直ちに以下により進め、対象期間開始前までに手続を完了してください。

※速やかに準備が整えば、全てを一括して「協議」として進めても構いません。

- 1) (受注者希望型のみ) 受注者は希望する取組みのレベル(月単位の週休2日/通期の週休2日)について、発注者に報告書を提出し、監督員が受理後、双方保管する。

(静岡県建設工事執行規則第21条による様式1にて「報告」→「受理」)

【報告書記載例】

静岡県週休2日推進工事(建築工事)特記仕様書に基づく「**月単位の週休2日推進への取組み**」を希望する。

※通期の週休2日は必須

- 2) 受注者は全体工程計画を踏まえて、対象期間(準備期間、後片付け期間、対象外期間等)を明記した協議書を提出し、監督員の承諾後、双方保管する。

(静岡県建設工事執行規則第21条による様式1にて「協議」→「承諾」)

【協議書記載例】

静岡県週休2日推進工事(建築工事)特記仕様書に基づく週休2日推進は、以下により取組む。

対象期間：令和6年10月12日～令和7年12月18日

うち、対象外とする期間：8月12日～8月14日(夏季休暇)

1月10日～3月26日(工場製作のみ)

- 3) 受注者は「現場閉所予定日」を記載した実施工程表等を監督員に提出し、監督員は取組レベルに応じた週休2日が確保されることを確認する。

Q6-2 対象期間開始前の実施工程表において、全ての現場閉所(現場休息)予定日を明確にしなければならないか

A 工期が長く、当初の段階で全ての現場閉所(現場休息)予定日を明確にすることが困難な場合は、「○月：毎週土曜日、日曜日現場閉所予定」等の記載によって対象期間日数及び現場閉所(現場休

息) 日数を取組レベルとの整合が確認できれば、問題ありません。その場合には、月間実施工程表等に現場閉所(現場休息) 予定日を記載し、受発注者間で確認しながら進めてください。

Q 6-3 現場閉所(現場休息)の実施状況はどのように確認するか

A 対象期間中は、監督員は受注者から随時提出を受ける月間(週間)実施工程表等により、現場閉所(現場休息)の取組み状況を確認します。

最終的な実績(見込み)を確認する場合は、監督員は受注者から現場閉所(現場休息)日が記載された実施工程表等(工事記録簿でも可)の提出を受け、その記載内容を確認して現場閉所(現場休息)率を算出します。

Q 6-4 現場閉所(現場休息)率の確認の時期は

A 後片付け期間に、契約変更事務処理期間(1ヶ月程度)が確保できる場合は、対象期間終了後に実施してください。

契約事務処理期間が確保できない場合は、対象期間内であっても、その時点までの実績と以降の現場閉所日を見込んで、現場閉所(現場休息)率を算出し、手続きしてください。

Q 6-5 「受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難」とは

A 契約後の対象期間開始前に以下のような状況が生じ、原契約の工期内で4週8休以上の工程を計画することが困難な状態を指します。この場合には、対象期間開始前に受発注者間で対応を協議してください。

<実施が困難な場合の例>

- ・自然災害等により適切な時期に施工を開始できなくなった。
- ・代替できない資材の流通が急に滞り、適切な時期に施工を開始できなくなった。
- ・分離発注工事が入札不調で、適切な時期に施工を開始できなくなった。 等

<基本的な対応方法>

- 1)適切な期間を確保するため、工期を延長した上で、週休2日推進工事の取組を実施する。(週休2日推進工事実施を理由とした工期延長は認められないため注意すること。)
- 2)契約変更により週休2日推進工事の適用を外す。(対象工事ではなくなるため、労務費補正分の全てを減額変更し、工事成績評定の加算は行わない。)

【実施要領第7関係】

Q 7 工事成績評定への反映は

A 週休2日の実績に応じて、以下により評定を行います。なお成績評定に際しては、担当監督員が評定者となり、以下の1)及び2)により評価します。また、検査員がその評定内容を確認します。

- 1)達成状況に応じた加点(「創意工夫」項目で加点)

実施要領第7条による。

- 2)通常の成績評定項目のうち、「2 施工状況」「II 工程管理」「休日・代休の確保を行っている。」

発注方式に関わらず、「通期の週休2日」を実施した場合は「休日・代休は適切に確保されている」とする。